

## 中間試験 解説

2017.11.24. 佐藤

### I. 全体的講評

#### \*講義をしっかりと受講すること

今回の試験を受けることによって、自己点検の各項目が講義の要点であり、試験問題と同一であることが理解できたでしょう。講義をしっかりと受講すること。

#### \*ノートを書き直しておくこと

##### 1)解答の形式について：

論理的文章を書く必要があります。設問として1から4を挙げておいたのは、論理的文章を書く際に必要な要素だからです。したがって、1から4の解答順は、論理的文章を書く際にもっとも書きやすいパターンです。私以外の講義での論述式の試験問題の答え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、文章の書き方の訓練だと思ってください。

##### 2)個別解答項目について：

1.論点とは、何が問題であるのかがわかるように提示する必要があります。講義テーマは法的論点ではありません。また「～の問題」とか、「～について」などのように、わかったような感じがするでしょうが、何を言っているのかさっぱりわからないようなものは論点を提示したことになりません。

2.事実関係について判断などできませんから、論点にはなりません。たとえば、差別があったかなかったか、内定取消が合理的か否か、などがわかるはずがありません。

3.説明とは事実関係の説明がすべて該当します。法規定の説明、裁判所判決の説明など。

4.諸説とは、当事者の主張のことでありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。

5.諸説は相互排他的ですので諸説が両立はしません。場合分けでもありません。

6.したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいずれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけはありませんので、どちらが勝訴するか判断は不可能です。

##### 3)回答の作成方法について：

いきなり書き始めてはいけません。全体構成と内容を考えてから書き始めてください。

今回は初めての試験なので、時間がどのくらいかかるかわからなかったでしょうが、経験して、時間配分についても理解できたと思いますから、定期試験ではいきなり書き始めることのないように。

### II. 個別問題毎の講評

以下の①または②の新聞記事の中から一つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：採点基準（50点満点で採点する）

a)設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。

b)○は必要なことが述べられている場合につけ10点。

△は不十分にしか述べられていない場合につけ5点。

Xは何も述べられていない場合、ないし、関係ない記述の場合で、0点。

c)独創的な考えがみられた場合には、10点の範囲で追加点をつける

## ①NTT 東日本事件

朝日新聞 2000年07月04日

男性は今年二月、勤め先のNTT東日本を相手に裁判を起こした。七年一カ月に及ぶ単身赴任生活で、大きな経済的負担と精神的苦痛を受けたとして、計千五百五十万円の損害賠償と慰謝料を求めている。合理化などに伴って仙台への異動を命じられ、単身生活が始まった。意に反しての異動だった。入社以来二十五年間、ずっと同じ職場で働いてきた。マイホームも建てた。共働きで、家族そろって引っ越すこともできない。子ども二人は、思春期の難しい年ごろだ。単身赴任できませんと断ったが、認められなかった。やむなく家族を残して赴任した。単身赴任手当は出たが、出費はそれ以上にかさんだ。子どもの反抗期も重なった。働きながら一人で子どもに向き合う妻の負担は大きかった。赴任先での仕事も、自分でなくてもできる業務だ。

### 1. 労働法上の論点

1. 要点 : 配転命令の法的拘束力
2. 採点基準 : 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

### 2. 法状況の説明

1. 要点 : 労働契約上の範囲内外による判断、変更であれば新合意  
判例 : 東亜ペイント事件、権利濫用 (東亜ペイント事件最高裁判決では、3つの場合)
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

### 3. 諸説

1. 要点 : 包括的処分建設、労働契約説
2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容 (とりわけ根拠) が述べられていれば、○

### 4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
採用しない説についての反論があれば、○

## ②船橋東郵便局事件

朝日新聞 1998年09月22日

残業の命令を拒否したことを理由に船橋東郵便局長から受けた免職処分は無効だとして、元局員の桜沢敏夫さん (五〇) =船橋市三山二丁目=が二十一日までに同局長を相手取り、局員としての復職と賃金支払いなどを求める訴えを東京地裁に起こした。訴状などによると、同局長は三月十二日、桜沢さんに「これまでに休日出勤や超過勤務の命令に従わず懲戒処分を受けたにもかかわらず、昨年十二月から今年一月にかけて、十九回にわたり超過勤務の命令に従わなかったことは、国家公務員に必要な適格性を欠く」として免職処分を申し渡した。

### 1. 労働法上の論点

1. 要点 : 法的残業義務の発生根拠
2. 採点基準 : 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

### 2. 法状況の説明

1. 要点 : 労働時間の原則、時間外労働の場合の法規定 (36協定、割増賃金) と免責的効力  
残業義務の発生は労働契約による、判例 : 日立製作所武蔵工場事件
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○。
3. コメント : 36協定等が免責的効力にすぎない、ことが要点

### 3. 諸説

1. 要点 : 個別的合意説、包括的合意説
2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容 (とりわけ根拠) が述べられていれば、○。

### 4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○。